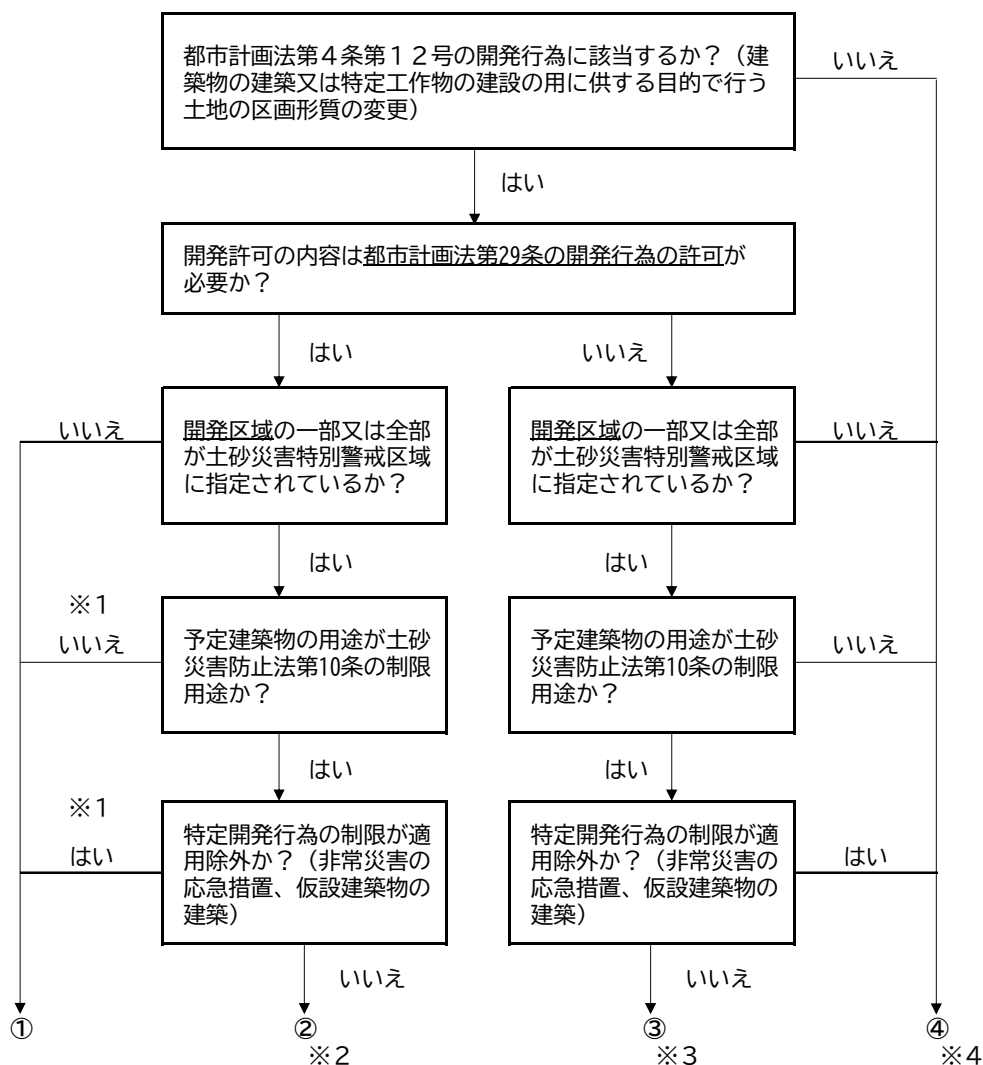


番号	内容	関係条項
32	開発行為が土砂災害防止法に定める特定開発行為に該当するかの判断について	法第 33 条第 1 項第 8 号

次のフロー図を参考として特定開発行為に該当するかを判断します。



【必要な許可】

- ① 都市計画法の開発行為の許可（※1 対策工法への助言が必要）
- ② 都市計画法の開発行為の許可と土砂災害防止法の特定開発行為の許可（※2 同時許可となる）
- ③ 土砂災害防止法の特定開発行為の許可（※3 ミニ開発に注意）
- ④ なし（※4 建築基準法上の建築物構造規制が適用される場合があります）